

注 平成 20 年 3 月から沿革を付した。

改正	平成 19 年 9 月 25 日条例第 58 号	平成 20 年 3 月 31 日条例第 5 号
	平成 20 年 12 月 24 日条例第 42 号	平成 21 年 3 月 31 日条例第 3 号
	平成 21 年 9 月 29 日条例第 31 号	平成 22 年 3 月 31 日条例第 5 号
	平成 22 年 3 月 31 日条例第 12 号	平成 22 年 6 月 22 日条例第 17 号
	平成 23 年 3 月 31 日条例第 14 号	平成 24 年 3 月 30 日条例第 2 号
	平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号	平成 25 年 9 月 19 日条例第 29 号
	平成 26 年 3 月 31 日条例第 4 号	平成 26 年 12 月 1 日条例第 26 号
	平成 27 年 3 月 30 日条例第 13 号	平成 27 年 9 月 17 日条例第 49 号
	平成 28 年 3 月 31 日条例第 14 号	平成 28 年 12 月 22 日条例第 37 号
	平成 29 年 3 月 31 日条例第 7 号	

目次

第 1 章	西東京市が行う国民健康保険（第 1 条）
第 2 章	国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条）
第 3 章	被保険者とししない者（第 4 条）
第 4 章	保険給付（第 5 条—第 8 条）
第 5 章	保健事業（第 9 条—第 11 条）
第 6 章	保険料（第 12 条—第 35 条）
第 7 章	雑則（第 36 条・第 37 条）
第 8 章	罰則（第 38 条—第 41 条）

附則

第 1 章 西東京市が行う国民健康保険

（西東京市が行う国民健康保険）

第 1 条 西東京市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
- (3) 公益を代表する委員 5 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第 3 章 被保険者とししない者

（被保険者とししない者）

第 4 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所し、又は入所を委託されている者のうち、別に市長が定める基準に該当する者は、被保険者とししない。

2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のない者（児童福祉法第 24 条の 3 第 6 項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。）は、被保険者とししない。

第 4 章 保険給付

（出産育児一時金）

第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 404,000 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算することができる。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第 6 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として 5 万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（結核・精神医療給付金）

第 7 条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条の 2 第 1 項（同法第 64 条第 1 項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第 3 項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が 4 月又は 5 月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。

(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者

(2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。

3 結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第3号又は第4号に規定する額を限度とする。

5 被保険者が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、第1項又は第2項の規定による医療に関する給付を受けたときは、市は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払いがあつたときは、世帯主に対し、結核・精神医療給付金（第4項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。）の支給があつたものとみなす。

（一部負担金）

第8条 保険医療機関等について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第5章 保健事業

（保健事業）

第9条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第11条 被保険者でない者に第9条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第6章 保険料

（保険料の賦課）

第12条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

（保険料の賦課額）

第13条 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

2 前項の所得割額の賦課標準の算定額に、100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第1項の保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者について、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第22条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第16条 削除

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第17条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第18条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額の端数処理については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

第19条 削除

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第19条の3 前条の所得割額は、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第5号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額の端数処理については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第19条の4 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第19条の5 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第5号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額の端数処理については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(介護納付金賦課額)

第20条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第21条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第7号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額の端数処理については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保険料率)

第22条 保険料率は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の所得割 100分の5.41

(2) 削除

(3) 基礎賦課額の被保険者均等割 28,800円

(4) 基礎賦課額の世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 2,800円

イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) 1,400円

ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。) 2,100円

(5) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の1.68

(6) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 6,500円

(7) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.64

(8) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,300円

(保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額は、第13条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条第1項の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。次条及び第28条において同じ。)、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、基礎賦課額については54万円を超えるときは54万円、後期高齢者支援金等賦課額については19万円を超えるときは19万円、介護納付金賦課額については16万円を超えるときは16万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア及びイで定める額の合算額

ア (ア)から(ウ)までの合算額

(ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき20,160円

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき4,550円

(ウ) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 介護納付金賦課被保険者1人につき10,010円

イ (ア)から(ウ)までの額

(ア) 基礎賦課額に係る特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯別平等割額 1世帯につき1,960円

(イ) 基礎賦課額に係る特定世帯の世帯別平等割額 1世帯につき980円

(ウ) 基礎賦課額に係る特定継続世帯の世帯別平等割額 1世帯につき1,470円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、27万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 ア及びイで定める額の合算額

ア (ア)から(ウ)までの合算額

(ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき14,400円

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,250円

(ウ) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 介護納付金賦課被保険者1人につき7,150円

イ (ア)から(ウ)までの額

(ア) 基礎賦課額に係る特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯別平等割額 1世帯につき1,400円

(イ) 基礎賦課額に係る特定世帯の世帯別平等割額 1世帯につき700円

(ウ) 基礎賦課額に係る特定継続世帯の世帯別平等割額 1世帯につき1,050円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、49万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 ア及びイで定める額の合算額

ア (ア)から(ウ)までの合算額

(ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき5,760円

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,300円

(ウ) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 介護納付金賦課被保険者1人につき2,860円

イ (ア)から(ウ)までの額

(ア) 基礎賦課額に係る特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯別平等割額 1世帯につき560円

(イ) 基礎賦課額に係る特定世帯の世帯別平等割額 1世帯につき280円

(ウ) 基礎賦課額に係る特定継続世帯の世帯別平等割額 1世帯につき420円

(特例対象被保険者等の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合における第15条及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合の当該給与所得については所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第23条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

(賦課限度額)

第24条 第14条第1項又は第17条の基礎賦課額にあつては54万円を、第19条の2又は第19条の4の後期高齢者支援金等賦課額にあつては19万円を、第20条の介護納付金賦課額にあつては16万円を超えることができない。

(賦課期日)

第25条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第26条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から1月4日まで

第7期 1月5日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(保険料の納付額)

第27条 前条の規定によって各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納付額に合算するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る第14条第1項、第17条、第19条の2、第19条の4(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第20条の額又は第23条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに

該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条第1項、第17条、第19条の2、第19条の4若しくは第20条の額又は第23条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の額の通知)

第29条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

(延滞金)

第30条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当りの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第31条 市長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。

(徴収猶予)

第32条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって納付することができないと認められる金額を限度として、3月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。

(1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る法第76条の4において準用する介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第6項の規定による特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)の支払に係る月及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第34条 保険料の納付義務者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(西東京市行政手続条例の適用除外)

第35条 西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 西東京市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

第7章 雑則

（準用）

第36条 この条例その他別に定めがあるもののほか、保険料の賦課徴収については、市税の賦課徴収の例による。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第38条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する。

第39条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第40条 市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第41条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に田無市国民健康保険条例（昭和34年田無市条例第7号）又は保谷市国民健康保険条例（昭和23年保谷市条例第31号）の規定に基づいて支給すべき事由が発生した出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金については、なお従前の例による。

第3条 施行日前に、田無市国民健康保険条例又は保谷市国民健康保険税条例（昭和26年保谷市条例第46号）の規定に基づいて課した、又は課すべきであった国民健康保険料又は国民健康保険税については、なお従前の例による。

第4条 この条例による国民健康保険料の納付義務者のうち旧田無市の区域内に住所を有する者に対する平成12年度分の国民健康保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、田無市国民健康保険条例に規定する国民健康保険料の賦課徴収の例による。

第5条 この条例による国民健康保険料の納付義務者のうち旧保谷市の区域内に住所を有する者に対する平成12年度分の国民健康保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、保谷市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の賦課徴収の例による。

第6条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第7条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険料の算定の特例）

第7条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

（長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例）

第8条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は控除後の長期譲渡所得の金額」と、第

23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」とする。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第 34 条第 4 項」とあるのは「附則第 35 条第 5 項」と、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と、「規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「規定する短期譲渡所得の金額」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

第 9 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 15 条及び第 23 条の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条及び第 23 条において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の合計額から同法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 号及び第 3 号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

第 9 条の 2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 15 条及び第 23 条の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条及び第 23 条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の合計額から同法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 号及び第 3 号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

2 地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合における附則第 7 条の 2 の規定の適用については、同条中「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例)

第 10 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項の先物取引に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 15 条及び第 23 条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 15 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 23 条第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の算定」とする。

2 地方税法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例)

第 11 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 15 条及び第 23 条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 15 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 23 条第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の算定」とする。

(特例適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例)

第 12 条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 15 条、第 19 条の 3、第 21 条及び第 23 条の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条中「山林所得金額の合算額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合算額」とする。

(特例適用配当等に係る配当所得等に係る保険料の算定の特例)

第 13 条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合にお

る第15条、第19条の3、第21条及び第23条の規定の適用については、第15条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額の合算額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合算額」とする。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例）

第14条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第23条第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の算定の特例）

第15条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第23条第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とする。

（延滞金の割合等の特例）

第16条 当分の間、第30条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成22年度以後の保険料の減免の特例）

第17条 当分の間、平成22年度以後の第33条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第18条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」とする。

附 則（平成13年3月31日条例第146号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例第22条及び第23条の規定は、平成13年度分の保険料から適用し、平成12年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日条例第179号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例附則第12項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例第22条及び第23条の規定は、平成14年度分の保険料から適用し、13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月1日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例第1条による改正後の西東京市国民健康保険条例第14条、第15条及び第23条並びに附則第7項から第10項まで、第12項及び第13項の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例第2条による改正後の西東京市国民健康保険条例第34条並びに附則第11項及び第12項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月10日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（西東京市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 西東京市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成14年西東京市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8条第5号の改正規定を削る。

附 則（平成15年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「改正後条例」という。）第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産又は死亡に係る出産育児一時金又は葬祭費について適用し、同日前の被保険者の出産又は死亡に係る出産育児一時金及び葬祭費については、なお従前の例による。

3 改正後条例第22条、第23条及び第24条の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第13項及び第14項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第34条の規定は、平成16年度分までの保険料については、なおその効力を有する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第22条及び第23条の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第23条第1号（ア、イ及びウの部分を除く。）並びに附則第7項、第10項及び第13項の規定については、平成15年4月1日から適用する。

3 この条例による改正後の第22条、第23条第1号ウ及び同条第2号ウ並びに附則第8項及び第9項の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第10号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 附則第12項の改正規定（「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に改める部分に限る。）は、平成18年1月1日から適用する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成18年10月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

4 新条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、同日前行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

5 新条例第22条から第24条まで及び附則第7項から第11項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第8条の改正規定は平成18年10月1日から、附則第12項から附則第19項までの改正規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、同日前行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月25日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付を受ける場合について適用し、同日前行われた療養の給付を受ける場合については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 5 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

第 3 条 新条例の規定は、平成 20 年度分の保険料から適用し、平成 19 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日条例第 42 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 9 条第 3 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条の改正規定 平成 21 年 7 月 1 日
- (3) 附則第 9 条第 2 項の改正規定 平成 22 年 1 月 1 日

附 則（平成 21 年 9 月 29 日条例第 31 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 7 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 9 条の改正規定 平成 22 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 8 条の改正規定 平成 22 年 4 月 1 日
- (3) 附則第 10 条の改正規定 平成 23 年 1 月 1 日

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 22 条から第 24 条までの規定は、平成 22 年度分の保険料から適用し、平成 21 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 2 条による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、平成 22 年度分の保険料から適用し、平成 21 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 6 月 22 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日条例第 14 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、この条例による改正前の第 5 条及び附則第 15 条の規定による同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 14 条、第 16 条から第 19 条まで、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定は、平成 24 年度分の保険料から適用し、平成 23 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 条第 2 項の改正規定及び附則に 1 条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第 9 条の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定は、平成 25 年度分の保険料から適用し、平成 24 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 9 月 19 日条例第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第14条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第3条 新条例附則第16条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用する。

附 則（平成26年3月31日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第23条の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月1日条例第26号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第22条、第23条及び第24条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月17日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第14号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第22条、第23条及び第24条の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月22日条例第37号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の附則第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る保険料について適用する。

附 則（平成29年3月31日条例第7号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第24条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。